

沖縄県令和6年11月本島北部豪雨災害義援金募集要綱（第1版）

1 趣旨

令和6年11月9日から10日にかけての大雨洪水により、沖縄本島北部地域で床上浸水や断水など、甚大な被害が生じています。

このため、社会福祉法人沖縄県共同募金会では、被災された方々を支援するため義援金を募集します。

2 義援金の名称

沖縄県令和6年11月本島北部豪雨災害義援金

3 主催

社会福祉法人沖縄県共同募金会

4 共催

社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会

5 受付期間

令和6年12月5日（木）から令和7年1月31日（金）まで

6 義援金の受付

【振込先】

金融機関	支店名	店番	種類	口座番号
琉球銀行	石嶺支店	323	普通	335408
沖縄銀行	石嶺支店	143	普通	1412281
沖縄海邦銀行	汀良支店	28	普通	187945
沖縄県農業協同組合	首里支店	401	普通	21623
コザ信用金庫	安里支店	19	普通	143843
【口座名義】（福）沖縄県共同募金会 会長 湧川昌秀 （フク．オキナワケンキョウドウボキンカイ）				

※受付期間中、同一金融機関の本支店窓口からの振込手数料が免除されます。

※ATM、インターネットバンキングを利用した振込は手数料が必要です。

7 義援金の配分

義援金は、「令和6年沖縄県北部豪雨災害義援金配分委員会」を通じて、住居の床上・床下浸水の被災者の皆様に義援金として届けます。

8 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の対象となります。確定申告に際しては、沖縄県共同募金会発行の領収書又は金融機関から受け取る振込金受領証等に本募集要綱を添えてご提出ください。

〔該当する税制優遇措置〕

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

9 「沖縄県令和6年11月本島北部豪雨災害見舞金」との違いについて

この義援金は、令和6年11月18日（月）から令和6年12月4日（水）まで受付を行った「沖縄県令和6年11月本島北部豪雨災害見舞金（以下「災害見舞金）」とは区分して受け付けます。

沖縄県共同募金会では、発災後から、赤い羽根共同募金として、被災市町社会福祉協議会を通じて被災者の皆様にお見舞金をお届けするために「災害見舞金」の募集を行ってきましたが、このほど、沖縄県が義援金配分委員会を設置して災害義援金を募集することになりましたので、沖縄県共同募金会としても今後は災害義援金としてご寄付を受け入れることとしたものです。

12月4日までに受け入れたご寄付は、新たに設置された義援金配分委員会と連携しながら、被災地市町社会福祉協議会を通じて、被災者の皆さまにお見舞金としてお送りします。

10 その他

災害義援金のみの受け入れとし、救援物資・物品等の取り扱いは行いません。

附 則

この要綱は、令和6年12月5日から施行します。

【問い合わせ先】

社会福祉法人 沖縄県共同募金会

〒903-0804 沖縄県那覇市首里石嶺町 4-373-1

沖縄県総合福祉センター西棟4階

TEL 098-882-4353 FAX 098-882-4270

E-mail : akaihane@okishakyo.or.jp